

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

第2 誘導灯及び誘導標識

令第26条並びに規則第28条、第28条の2及び第28条の3の規定によるほか、次によること。

1 内装制限の範囲

規則第28条の2に規定する内装の制限については、第2章第2節第1 消火器具2の規定によること。

2 構造及び性能

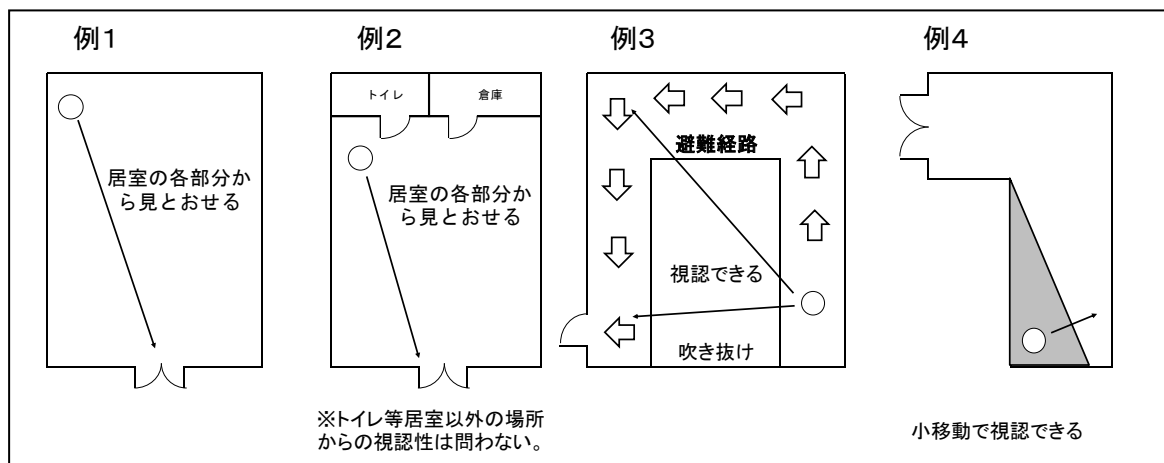
誘導灯及び誘導標識は認定評価品を使用すること。 ☆

3 誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分

規則第28条の2に定める規定によるほか、次によること。

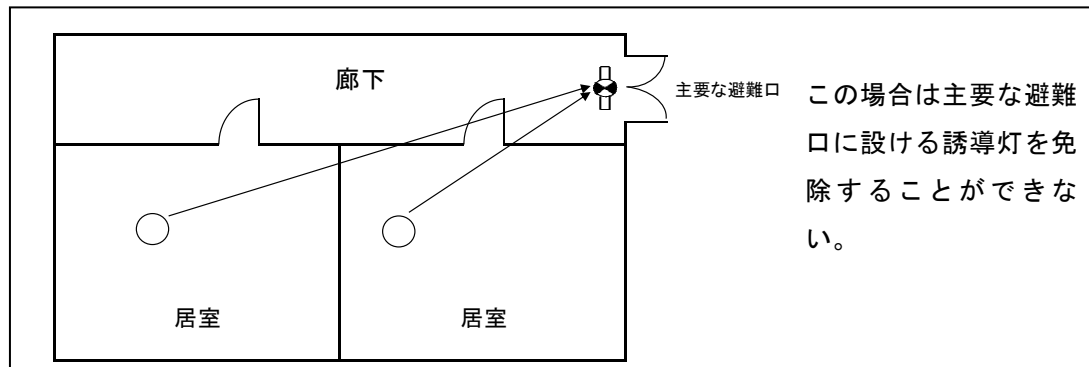
- (1) 規則第28条の2第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号に定める階段又は傾斜路以外の部分における誘導灯及び誘導標識の設置免除の単位は、「階」であり、当該適合性については各階ごとに判断すること。
- (2) 規則第28条の2第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号に定める階段又は傾斜路以外の部分における誘導灯及び誘導標識の設置免除規定については、地階（傾斜地等で避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は対象外であること。
- (3) 規則第28条の2に規定する「容易に見とおすことができる」とは建物の構造、造作物、棚等の設置による避難口、誘導灯又は避難経路の視認障害がないことをいう。ただし、避難口や誘導灯が視認できない場合であっても、人が移動（危険を伴わない範囲の小移動に限る。）することにより、視認できる場合は、容易に見とおすことができるものとする。 ☆
- (4) 規則第28条の2に規定する「見とおし、かつ、識別」しようとする際の目の高さは、おおむね1.5mとするが、防火対象物に出入りする人の様態等に留意すること。 ☆

《容易に見とおすことができるものの例》



第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

《容易に見とおすことができないものの例》

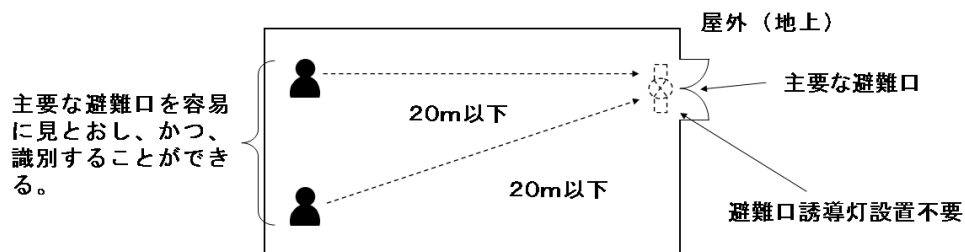


(5) 規則第28条の2第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号に定める階段又は傾斜路以外の部分における誘導灯及び誘導標識の設置免除に係る例は次図のとおりであること。

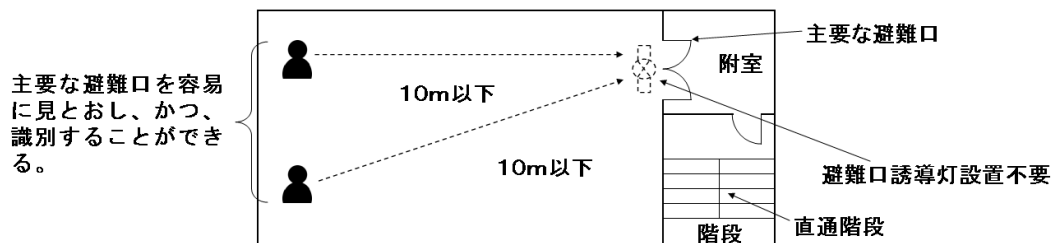
《誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について1》

1 規則第28条の2第1項第1号に定める避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例

【避難階】※地階であっても避難階の場合は適用可能。無窓階は適用不可。



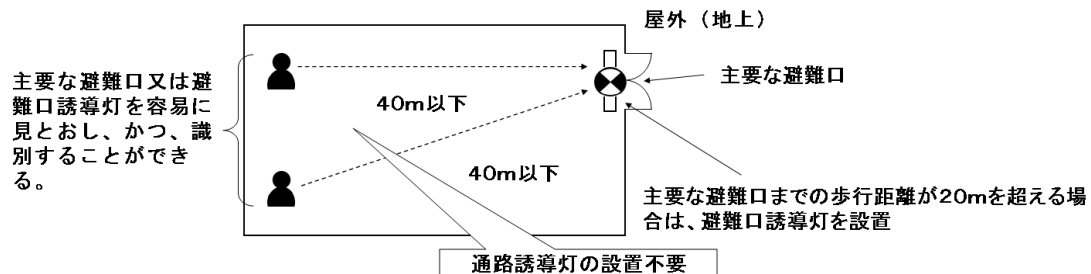
【避難階以外の階】※地階及び無窓階ともに適用不可。



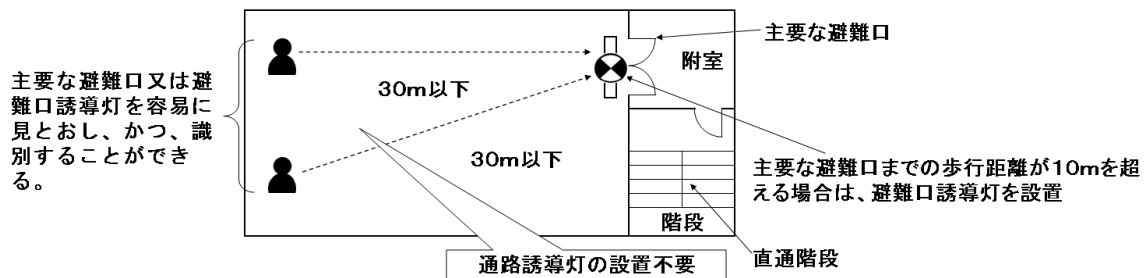
第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

2 規則第28条の2第2項第1号に定める通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例

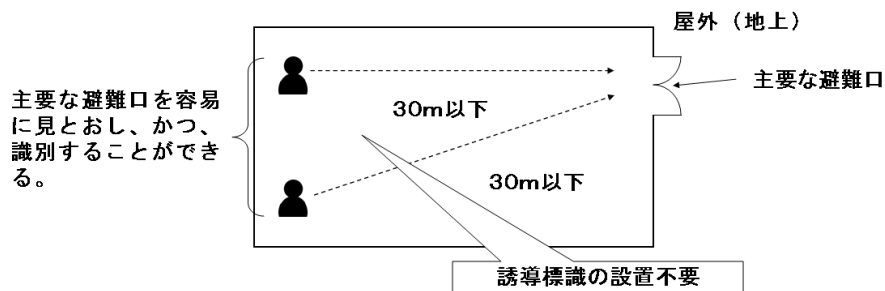
【避難階】※地階であっても避難階の場合は適用可能。無窓階は適用不可。



【避難階以外の階】※地階及び無窓階ともに適用不可。



3 規則第28条の2第3項第1号に定める誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例



(注) 避難階にあつては、通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分であっても避難口に至る歩行距離が30mを超え、かつ、避難口誘導灯の有効範囲外となる部分については、誘導標識の設置が必要となるもの。

(6) 規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号に定める避難階にある居室における誘導灯及び誘導標識の設置免除の単位は、(1)と異なり「居室」

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

であり、当該適合性については各居室ごとに判断すること。

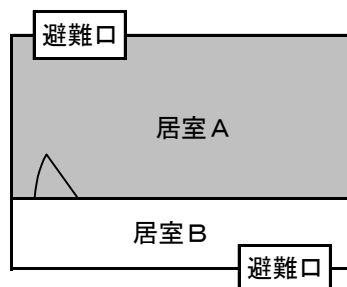
- (7) 規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号の規定により避難口誘導灯、通路誘導灯及び誘導標識の設置を要しない居室は、次によること。

ア 規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号に規定する「避難階にある居室」には、地階及び無窓階に存する直接地上に面する居室を含むものとする。

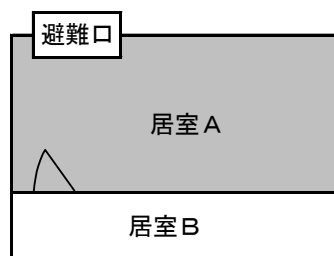
イ 規則第28条の2第1項第3号イに規定する「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用する直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）であって、他の部分に存する者が避難する際に利用しないもの。ただし、他の部分に存する者が他の部分を利用する時間が一時的であり、かつ、普段は当該居室を利用している場合はこの限りでない。

《主として当該居室に存する者が利用する避難口》

- ① 居室A及びBにそれぞれ避難口が設けられているため、それぞれの避難口は、「主として当該居室に存する者が利用する避難口」に該当する。



- ② 居室Aの避難口は、居室Bに存する者の避難にも利用されるため「主として当該居室に存する者が利用する避難口」に該当しない。



ただし、次のいずれかに該当する場合は、居室Aの避難口は、「主として当該居室に存する者が利用する避難口」に該当し、これらの例としては、一階層のコンビニエンスストア（居室Aは売場部分、居室Bはバックヤード部分）における売場部分の出入口等が考えられること。

- a 居室Bを利用する者の居室Bを利用する時間が一時的であり、かつ、普段は居室Aを利用している場合
- b 居室Bを利用する者が少人数の従業者等であり、居室Aを利用する者の避難の障害にならないと考えられる場合

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

ウ 規則第28条の2第1項第3号ハに規定する蓄光式誘導標識（以下この第2において「蓄光式誘導標識」という。）の設置は、別記「蓄光式誘導標識の設置基準」によること。 ☆

エ 規則第28条の2第2項第2号ロ及び第3項第3号ロに規定する蓄光式誘導標識は、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号。以下「告示」という。）告示第3第1号の規定により設置及び維持されたものであること。

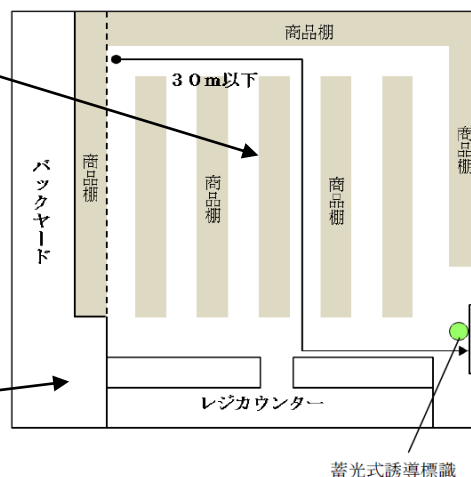
オ 規則第28条の2第1項第3号に規定する避難口誘導灯及び規則第28条の2第2項第2号に規定する通路誘導灯並びに規則第28条の2第3項第3号に規定する誘導標識の設置の設置免除に係る例図は、次のとおりであること。

《誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について2》

1 規則第28条の2第1項第3号に規定する避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の例

室内の各部分から、規則第28条の3第3項第1号イの避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

主として従業員のみが使用するバックヤード等（注1）からの避難は、「当該居室以外のその他の部分」からの避難には該当しない。



規則第28条の3第3項第1号イの避難口があり、当該避難口に蓄光式誘導標識が設置されていること。

（注1）バックヤード等とは、店舗の倉庫、休憩室及び当該店舗の業務を行うための簡易的な事務所等を含むものとする、従業員等が一時的に出入りする居室以外は、これに含まれないものとする（以下2において同じ。）。

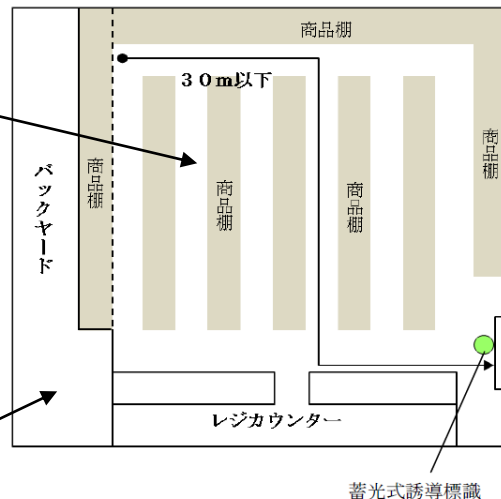
（注2）当該規定における避難口誘導灯の設置免除の単位は「居室」であるため、上記の例では、バックヤード部分の避難口誘導灯の設置義務の有無は、規則第28条の3第3項第1号イの避難口誘導灯の免除には影響がないもの。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

2 規則第28条の2第2項第2号に規定する通路誘導灯及び規則第28条の2第3項第3号に規定する誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の例

室内の各部分から、規則第28条の3第3項第1号イの避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

主として従業員のみが使用するバックヤード等（注1）からの避難は、「当該居室以外のその他の部分」からの避難には該当しない。



規則第28条の3第3項第1号イの避難口があり、当該避難口に避難口誘導灯又は蓄光式誘導標識が設置されていること。

(8) 規則第28条の2第1項第4号及び第2項第3号に規定する「令別表第一（16）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（5）項ロ並びに（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず」とは、次の防火対象物とする。

ア 令別表第一（5）項ロ並びに（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途のみで構成される同表（16）項イに掲げる防火対象物

イ 令別表第一（5）項ロ並びに（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が次のすべてに適合する同表（16）項イに掲げる防火対象物。この場合において、当該部分は、同表（5）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分とみなすものとする。

(ア) 床面積の合計が300㎡未満であること。

(イ) 床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

(ウ) 床面積150㎡以内ごとに防火区画されていること。

(9) 規則第28条の2第2項第5号に規定する「非常用の照明装置」とは、建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、建

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

基令の技術基準に適合していること。ただし、規則第28条の2第2項第4号の規定により非常電源の容量が60分必要とされるものの非常電源部については、消防法の基準に適合させる必要があること。

((1)、(2)、(5)及び(6) 平28・追加)

((4)及び(7) 平28・一部改正)

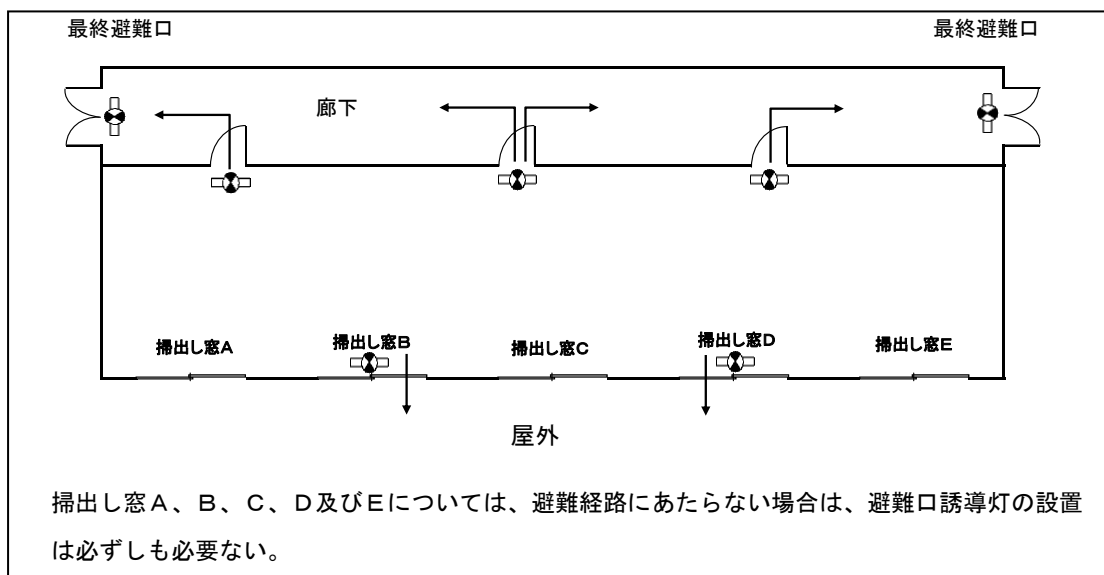
4 設置等

誘導灯及び誘導標識は令第26条第2項及び規則第28条の3に定める規定によるほか、次により設置すること。

(1) 共通事項

ア 「避難口」とは、非常の際に避難専用とするために設けた開口部のこと（非常時以外の使用も可）をいうものであり、非常の際にも避難に使用することができる開口部であるが、日常的な人の出入りを主としており避難経路ではない開口部については、避難口と区別するものである。そのため、規則第28条の3第3項第1号イ、ロ又はハに該当する開口部であっても避難経路に当たらない開口部については、誘導灯の設置は必ずしも必要ないものであること。

《避難口に該当しないため、誘導灯の設置を要しない例》



イ 規則第28条の3第2項に規定する「当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」の判断は、次の(ア)から(カ)までによること。

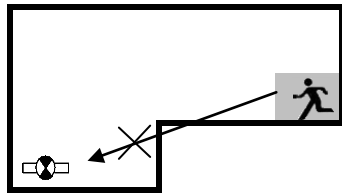
- (ア) 壁面があり、誘導灯の設置場所が死角となる部分がある場合
- (イ) 階段により、誘導灯の設置階数が異なる場合
- (ウ) 0.4m以上のはり又は防煙壁がある場合

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

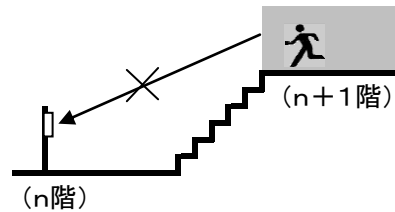
- (エ) 1. 5 m以上の高さのパーテーション、ショーケース、棚、可動間仕切その他これらに類するもの（以下この第2において「パーテーション等」という。）の障害物がある場合
- (オ) 吊広告、垂れ幕がある場合
- (カ) 視認できる部分が誘導灯の有効範囲外となる表示面の裏面である場合

《誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合の例》

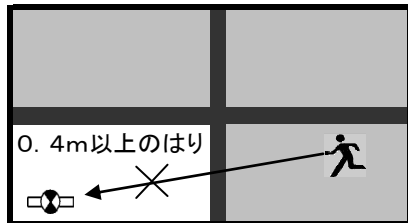
例1 壁面があり死角になる部分がある場合



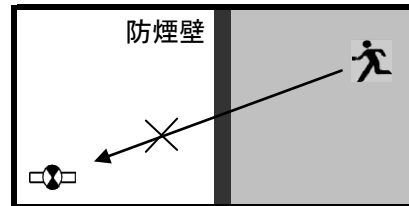
例2 階段により階数が変わる場合



例3-1 0.4m以上のはりがある場合

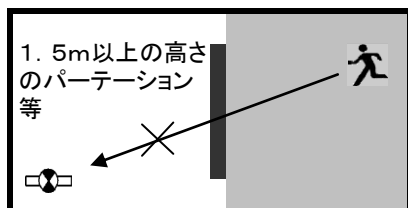


例3-2 防煙壁がある場合



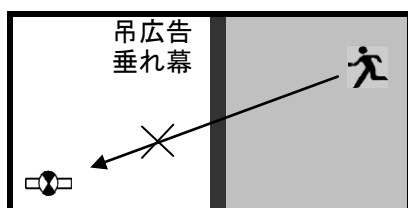
備考： 吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見通しがきかないものとする。

例4 1. 5m以上の高さのパーテーション等がある場合



備考： この場合において、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。

例5 吊広告、垂れ幕がある場合



備考： 吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしがきかないものとする。吊広告等を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。

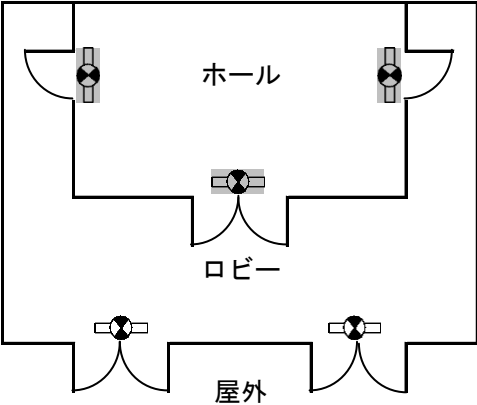
第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

ウ 規則第28条の3第3項に規定する「通路」には、室内の通行の用に供する部分が含まれるものであること。

エ 居室が連続し、他の居室を通らなければ避難できない居室の出入口は、前イにより規則第28条の3第3項第1号ハに規定する出入口に該当するものであること。

《居室が連続している場合》

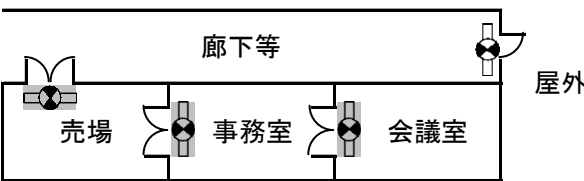
○劇場等でロビーとホールが連続している場合



備考 :  規則第28条の3第3項第1号ハの規定により設置する避難口誘導灯

ロビー部分は通行の用に供されるため「通路」部分であり、ホールの出入口は、規則第28条の3第3項第1号ハの規定により避難口誘導灯の設置義務が生じる。
(階又はホールが規則第28条の2第1項第2号又は規則第28条の3第3項第1号ハ括弧書きの規定に適合する場合は、設置を要しない。)

○小規模な居室が連続している場合



売場及び事務室は奥の居室へ至るための通行の用に供されるため、これらの居室の出入口は、規則第28条の3第3項第1号ハの規定により避難口誘導灯の設置義務が生じる。
(居室が規則第28条の3第3項第1号ハ括弧書きの規定に適合する場合は、設置を要しない。)

(2) 避難口誘導灯

令第26条第2項第1号並びに規則第28条の3第3項第1号及び第4項の規定によるほか、「避難上有効な箇所」となるよう次により設置することとし、その具体的な例図は、別紙1-1のとおりとする。

ア 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置すること。

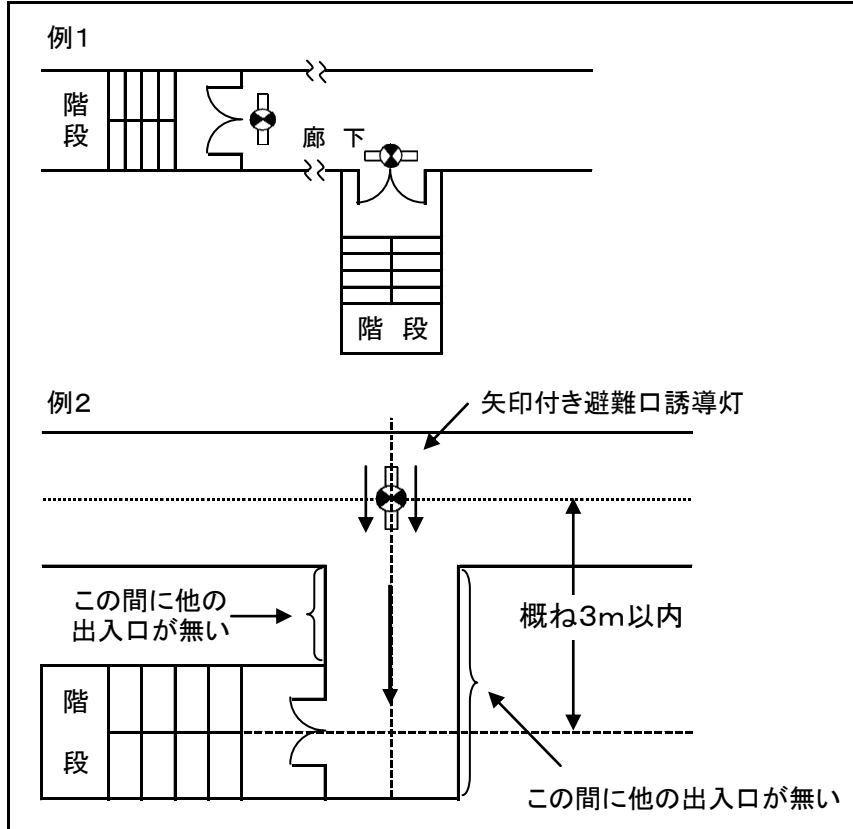
第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

イ 廊下等から屈折して避難口に至る場合にあっては、矢印付きのもの（B級以上のもの）を設置すること。 ◇

ウ イの場合において、当該屈曲部から避難口の歩行距離が概ね3m以内である場合には、当該避難口の上部への避難口誘導灯は省略できること。

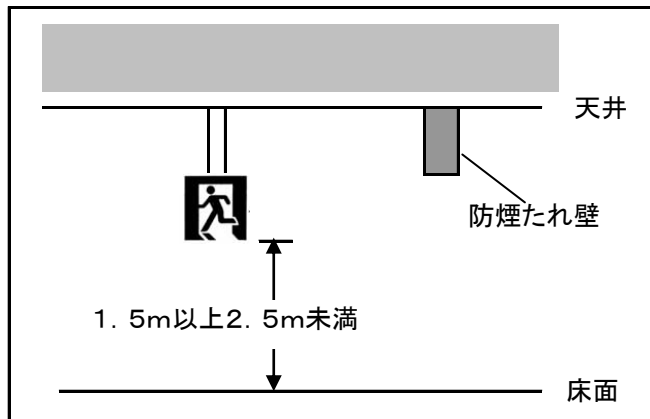
エ エスカレーター区画内からの出入口は規則第28条の3第3項第1号ニに該当するものであること。

《避難口誘導灯の設置例》



オ 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため、当該たれ壁等より下方に設けること。 ◇

《避難口誘導灯の設置例》



第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

- カ 誘導灯パネルの下面が床面から1.5m以上、2.5m未満の高さとなるように設置すること。ただし、建築物の構造又は用途上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる。 ◇
- キ 地震等に耐えられるよう、壁、床等に堅固に固定すること。 ◇
- ク 誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には特殊照明を自動的に停止させること。 ☆

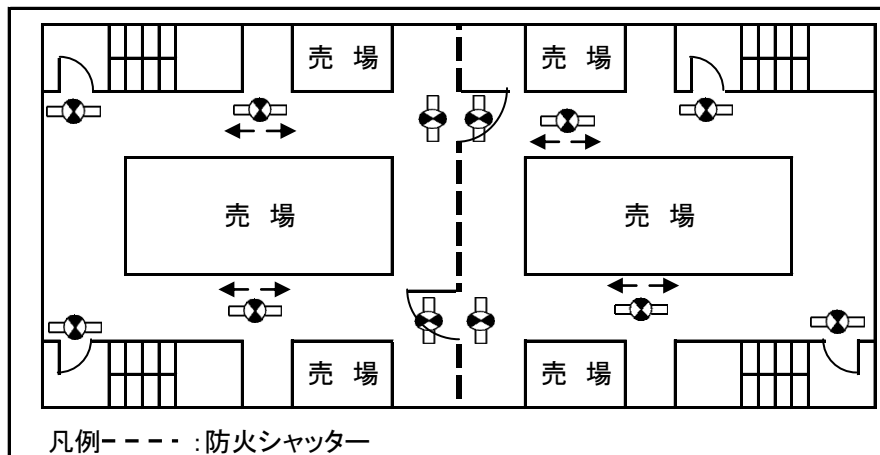
(3) 通路誘導灯

令第26条第2項第2号並びに規則第28条の3第3項第2号及び第4項に定める規定によるほか、次によることとし、その具体的な例図は、別紙1 2のとおりとする。

ア 通路誘導灯の設置は次によること。 ◇

- (ア) 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置すること。
- (イ) 廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を2以上設置する場合は、概ね等間隔となるよう設置すること。
- (ウ) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため、当該たれ壁等より下方に設けること。
- (エ) 居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。

《誘導灯の設置例》



- (オ) 地震等に耐えられるよう、壁、床等に堅固に固定すること。
- (カ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とすること。
- (キ) 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、当該出入口から20m以上となる部分に設置するものの表示は、二方向避難を明示し、その他のものは一方方向指示とすること。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

イ 前アのほか、令別表第一（2）項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に設ける通路誘導灯は、次によること。 ☆

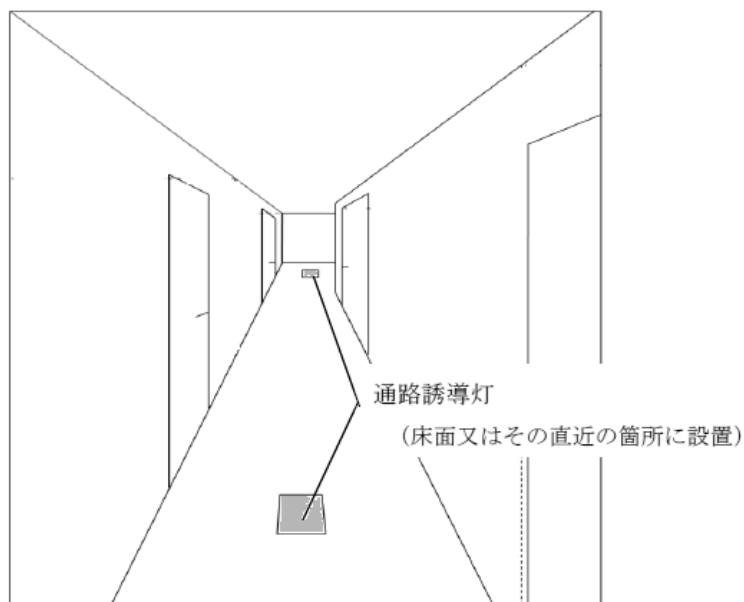
（ア） 規則第28条の3第4項第3号の2に規定する「床面又はその直近の避難上有効な箇所」とは、床面又は床面からの高さが1 m以下の避難上有効な箇所とする。

（イ） 規則第28条の3第4項第3号の2ただし書きの規定により通路誘導灯を「床面又はその直近」以外の場所に設ける場合の蓄光式誘導標識の設置は、別記「蓄光式誘導標識の設置基準」によること。

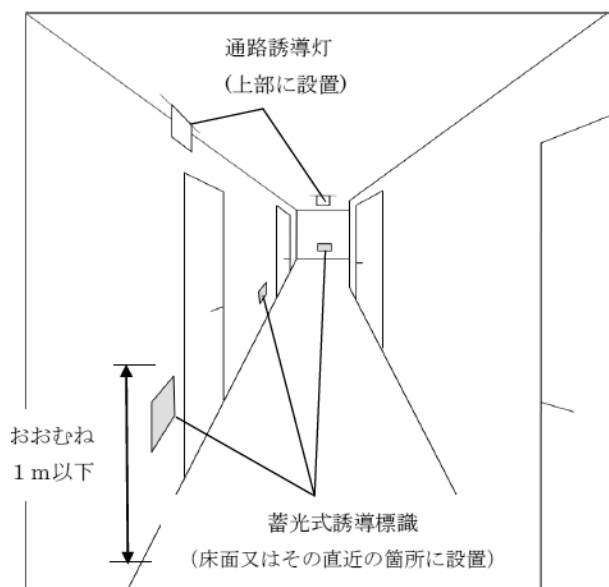
《規則第28条の3第4項第3号の2の規定を満たす方法》

規則第28条の3第4項第3号の2の規定を満たす方法は、次の3通りの方法がある。

① 通路誘導灯を床面又はその直近の避難上有効な箇所に設置する。

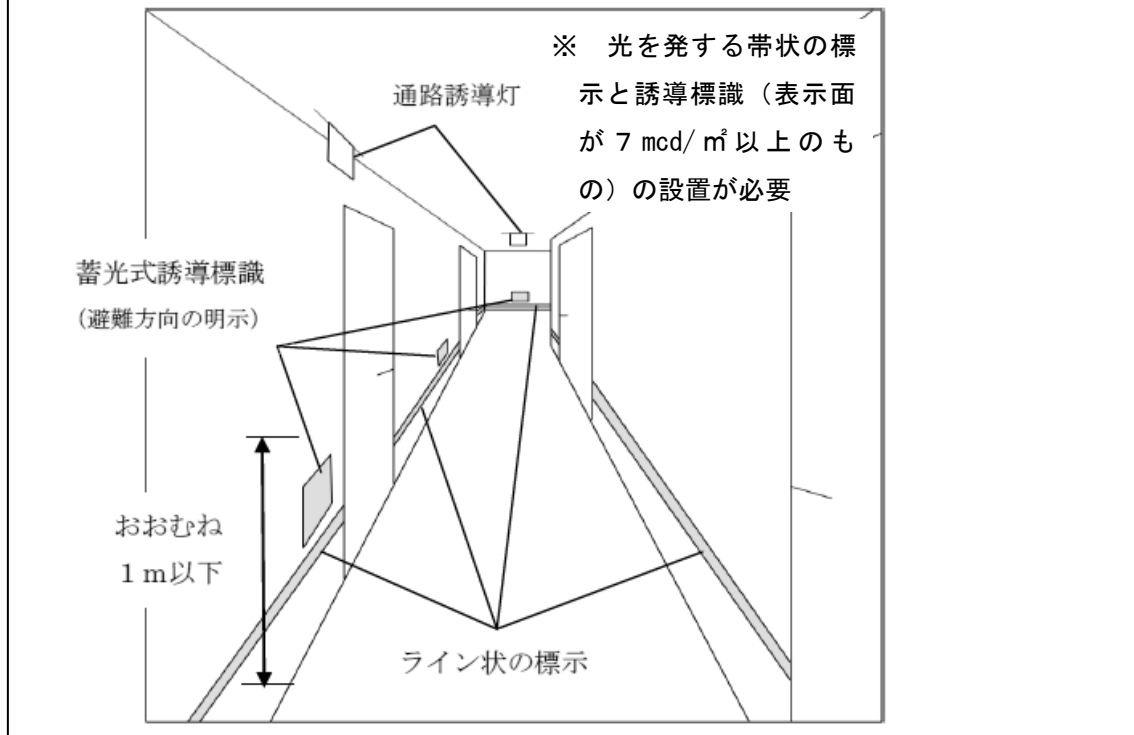


② 通路誘導灯と併せて、告示第3の2に定める方法により蓄光式誘導標識を設置する。



第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

- ③ 通路誘導灯と併せて、告示第3の2ただし書の規定により光を発する帯状の標示等を設置する。

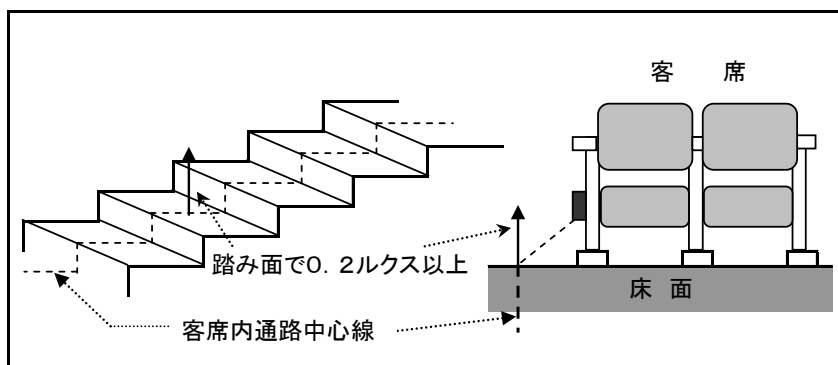


(4) 客席誘導灯 ◇

令第26条第2項第3号に定める規定によるほか、次によること。

- ア 客席誘導灯は床面から0.5 m以下の高さに設けること。
- イ 客席内通路が階段状になっている部分にあつては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、必要な照度が得られること。

《客席誘導灯の設置例》



- ウ 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあつては、当該客席の使用状況において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。
- エ 客席誘導灯（電源配線も含む。）は避難上支障とならないように設置すること。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

オ 地震等に耐えられるよう、壁、床等に堅固に固定すること。

(5) 誘導標識

令第26条第2項第5号及び規則第28条の3第5項に定める規定によるほか、次によること。

ア 避難口に設ける場合は、規則第28条の3第3項第1号に掲げる避難口の上部に設けること。 ◇

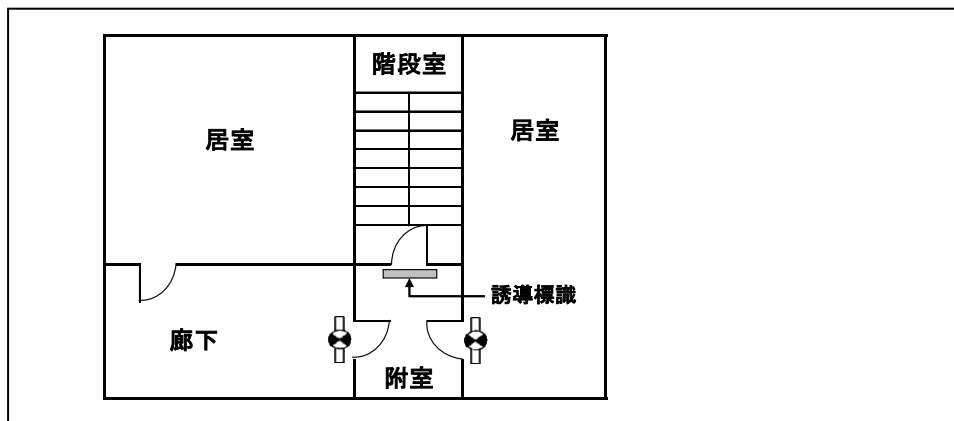
イ 廊下又は通路に設ける場合は、廊下又は通路及びその曲がり角の床又は壁に設けること。 ◇

ウ 令別表第一に掲げる防火対象物のうち、前ア及びイを除く不特定多数の者の避難経路となる避難口及び廊下等に設置すること。 ◇

エ 規則第28条の3第3項第1号ニに掲げる場所の防火戸に設置すること。 ◇

オ 規則第28条の3第3項第1号ロに規定する附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に設置すること。 ◇

《直通階段の出入口に設置する場合の例》



カ 階段室内には、階数を明示した標識又は照明器具を設けること。 ◇

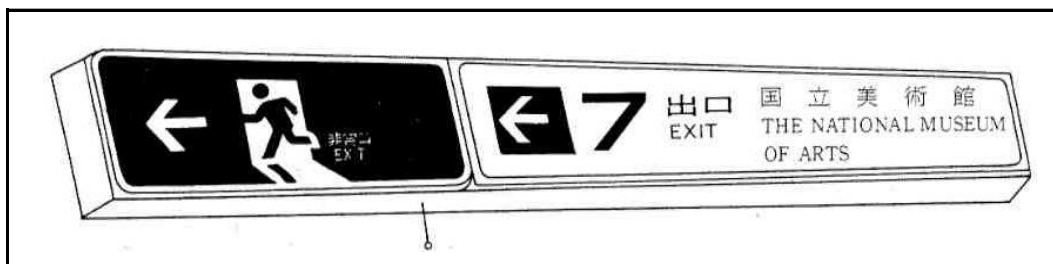
キ 自然光による採光が十分でない場合には、照明による補足をする事。

ク 誘導標識は壁、床等に固定し、確実に貼り付けること。 ◇

(6) 表示複合形避難口誘導灯 ◇

表示複合形避難口誘導灯の設置箇所及び設置要領は前(2)の例によるほか、その標識灯の表示内容は、避難誘導効果を阻害しないものであり、公共的なものであること。また、避難の方向性が相反しないものであること。

《表示複合形避難口誘導灯の例》



第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

- (7) 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯を設ける場合は、規則第28条の3第4項第6号によるほか、次によること。 ◇

ア 点滅機能を有する誘導灯は、次の防火対象物の部分に設けることが望ましいものとする。

(ア) 百貨店、ホテル、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明及び看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

(イ) 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物のうち聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分

イ 音声誘導機能を有する誘導灯は令別表第1(6)項に掲げる防火対象物のうち視力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分に設けることが望ましいものとする。

ウ 点滅機能又は音声誘導機能の起動方法

(ア) 自動火災報知設備の感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件(中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等)と連動して起動すること。

(イ) 規則第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合においては、地区音響装置の区分鳴動を行う階に設置されている誘導灯についてのみ、点滅又は誘導音(以下この第2において「点滅等」という。)を発生させるものであること。

(ウ) 非常警報設備としての放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導灯の設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難又は不十分とならないよう措置すること。ただし、放送設備と連動して誘導音を停止する装置を設ける場合は、この限りではない。

エ 点滅機能又は音声誘導機能の停止方法

(ア) 避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備等の感知器(令第21条の自動火災報知設備の感知器又は専用の感知器(「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」(昭和56年自治省令第17号)第2条の感知器をいう。)が作動したときは当該誘導灯の点滅等が停止するように措置すること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあってはこの限りではない。

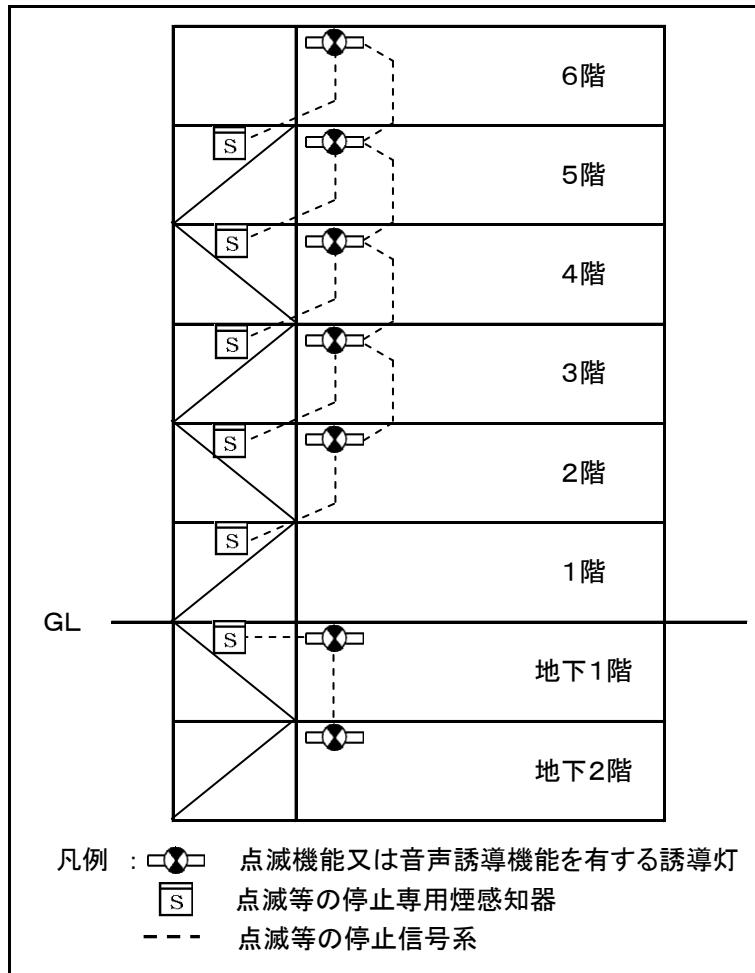
a 屋外階段の階段室及びその附室の出入口

b 「消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」(平成14年消防庁告示第7号)に規定する開口部を有する階段の階段室及びその附室の出入口

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

- c 特別避難階段の階段室及びその附室の出入口
- d 最終避難口及びその附室の出入口
- (イ) 前（ア）の場合において、当該階段室には煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては、出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては地階の点滅等を停止させるものであること。
 - a 地上階にあっては、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯を設置した直下階に、地下階にあっては、地下1階に点滅等の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を設けること。この場合において当該煙感知器にはその旨の表示をすること。

《点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯及び停止専用煙感知器の設置例》



- b 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、前 a に関わらず、当該煙感知器と連動させてよいものであること。
- (ウ) 防火対象物に階段が複数あり、火災発生時に、煙感知器が作動した階段を各

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

階とも使用しなくとも、他の階段を用いて安全に避難できると判断される場合は、前（イ）にかかわらず、自動火災報知設備の受信機等からの移報（階段室内の自動火災報知設備の感知器の発報信号の移報）により、当該階段室への出入口に設置された避難口誘導灯の点滅等を各階とも停止させること。

ウ 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯は、近接しない等、誘導灯の指向性を損なわないように設置すること。

(8) 誘導灯の消灯は次によること。

ア 誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分

(ア) 防火対象物が無人である場合

規則第28条の3第4項第2号に規定する「防火対象物が無人である場合」とは、休業、休日、夜間等において、定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されるものであること。この場合において、規則第3条第10項に規定する「防災センターにおいて当該防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者」（以下この第2において、「防災センター要員」という。）、警備員等によって管理を行っているものは無人とみなす。

(イ) 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

規則第28条の3第4項第2号イに規定する「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」は次によること。

- a 外光とは自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存するものであること。
- b 消灯対象となるのは、外光により、避難口等を識別できる間に限られること。
- c 外光を採光するための開口部は、吹き抜け状のものとし、カーテン、戸等により採光が妨げられるおそれのある開口部は認められないこと。

(ウ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

規則第28条の3第4項第2号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」は、次のいずれかによること。

- a 遊園地のアトラクション等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所
- b 劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など、一定時間継続して暗さが必要とされる場所
- c 集会所等の用途に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所。この場合において、結婚式の披露宴会場も当該場所に含まれるものであること。

熊本県消防長会消防用設備等指導指針

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

- (エ) 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合

規則第28条の3第4項第2号ハに規定する「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」は、次のいずれにも該当する場所であること。

- a 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物に熟知している者であり、通常出入りしていないなど、内部の状態に疎い者は含まれないこと。
- b 令別表第一（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ及び（10）項から（15）項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分

イ 消灯方法は次によること。 ◇

- (ア) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式であること。ただし、前ア、（ウ）に規定する場所に設置されている場合であって、視覚効果、演出効果等の観点から消灯時間が最小限に設定されているときは、消灯を自動で行う方式とすることができる。
- (イ) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- (ウ) 前ア、（ウ）に規定する場所において誘導灯の消灯をする場合は、当該場所の利用者に対し、次のaからcまでについて、掲示又は放送等によりあらかじめ周知すること。
 - a 誘導灯が消灯されること。
 - b 火災の際には誘導灯が点灯すること。
 - c 避難経路について

ウ 点灯方法は次の（ア）及び（イ）によること。 ◇

- (ア) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- (イ) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が前アに該当しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は次表のとおりであること。

《消灯対象ごとの点灯方法》

消灯対象	点灯方法	
	自動	手動
防火対象物が無人である場合	・ 照明器具連動装置 ・ 扉開放連動装置 ・ 施錠連動装置 ・ 赤外線センサー	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速か
外光により避難口又は避難の方向が	・ 照明器具連動装置	

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

選別できる場所に設置する場合	・ 光電式自動点滅器	つ確実に点灯することができる 防火管理体制が整備されていること
利用形態により特に暗さが必要である場所に設置する場合	・ 照明器具連動装置 ・ 扉開放連動装置	
主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に設置する場合	・ 照明器具連動装置	

※1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

※2 自動を選択する場合であっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

((1) から(3)、(5)、(7)及び(8) 平28・一部改正)

5 電源及び配線

令第26条第2項第4号及び規則第28条の3第4項第9号から第11号に定める規定によるほか次によること。

- (1) 非常電源及びその配線は、第6節第1 非常電源の規定の例によること。
- (2) 非常電源の容量を60分間以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量にあつては直交変換装置を有する蓄電池設備のほか、自家発電設備又は燃料電池設備によることができるものとする。この場合において、電力供給の順番は、蓄電池設備から自家発電設備又は燃料電池設備とし、切替が円滑に行われるように措置すること。 ◇
- (3) 非常電源の容量には、点滅機能又は音声誘導機能の分も付加させること。この場合において、自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅等の停止をさせる場合は、自動火災報知設備の受信機等に点滅等の停止を20分以上有効に動作させるための非常電源を附置すること。 ◇
- (4) 規則第28条の3第4項第10号括弧書きの規定により通路誘導灯の非常電源の容量を20分間とすることができる場合の蓄光式誘導標識の設置は、別記「蓄光式誘導標識の設置基準」によること。 ☆

((2) 平28・一部改正)

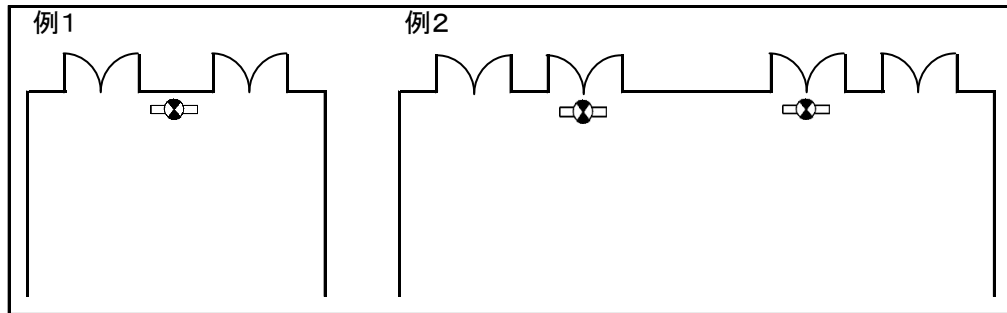
6 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合は、次によること。

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、避難口誘導灯を設置しないことができる。
 - ア 令別表第一に掲げる防火対象物のうち、個人の住宅の用に供する部分
 - イ 延べ面積が概ね50㎡以下の小規模な防火対象物（避難上支障が無い場合に限る。）
 - ウ 避難口が近接して2以上ある場合で、これらの避難口の間又は一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別できる他の避難口

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

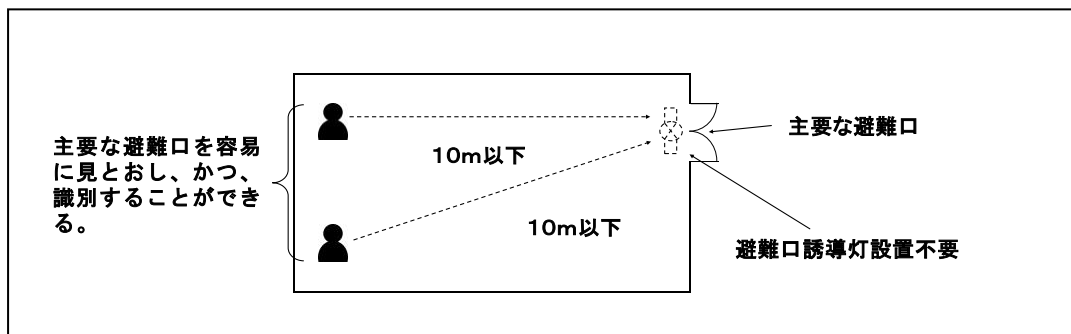
《避難口が近接して2以上ある場合の例》



エ 避難階で、かつ無窓階である階における居室の各部分から規則第28条の3第3項第1号イの避難口を容易に見とおし、識別することができ、かつ、歩行距離が概ね10m以下である当該避難口

※ 規則第28条の2第1項第1号と同様に設置免除の単位は「階」とする。

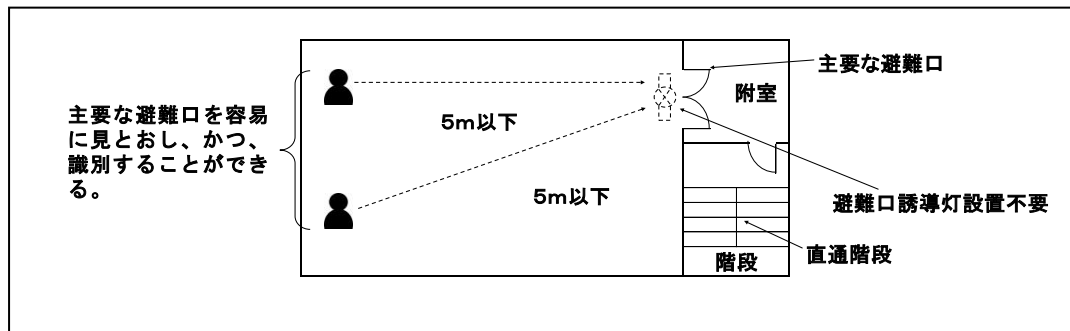
《避難口誘導灯を設置しないことができる例（避難階でかつ無窓階の場合）》



オ 避難階以外の階で、かつ地階又は無窓階である階における居室の各部分から規則第28条の3第3項第1号ロの避難口を容易に見とおし、識別することができ、かつ、当該避難口に至る歩行距離が概ね5m以下である当該避難口

※ 規則第28条の2第1項第1号と同様に設置免除の単位は「階」とする。

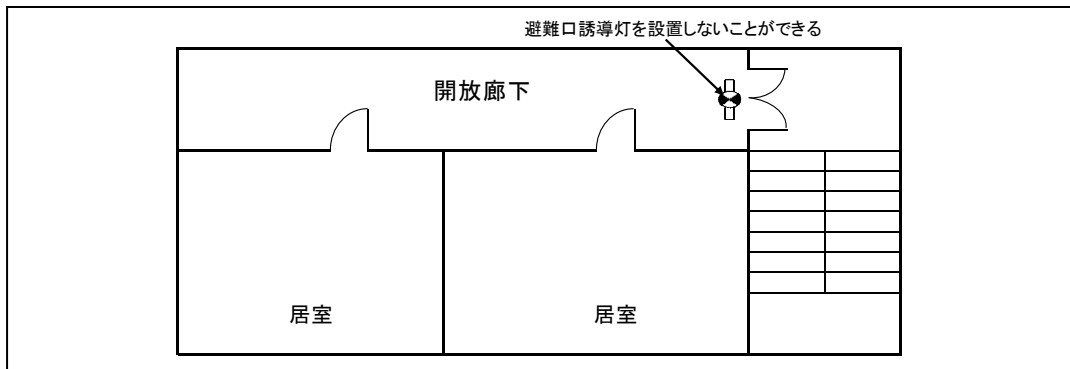
《避難口誘導灯を設置しないことができる例（避難階以外の階で地階又は無窓階の場合）》



第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

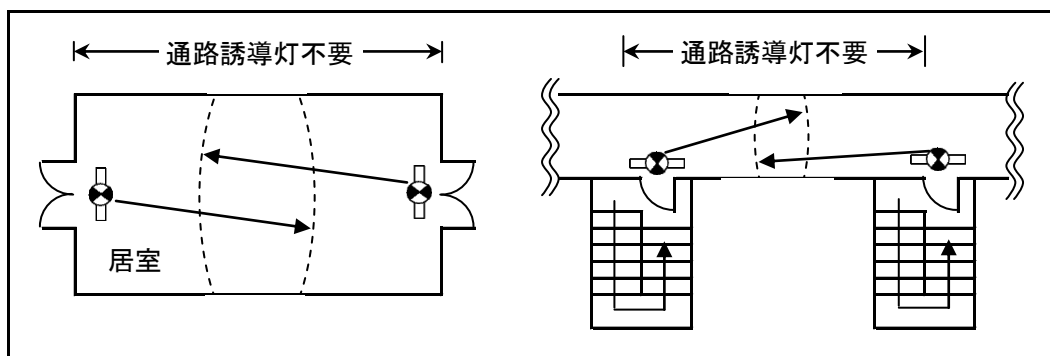
- カ 不特定多数の者の避難経路とならないエントランスホール（廊下等に接続されたエントランスホールの場合は、開放式廊下等に接続されたものに限る。）で、当該エントランスホールから容易に避難することができる規則第28条の3第3項第1号イの避難口
- キ 開放式廊下等に接続された規則第28条の3第3項第1号口の避難口で不特定多数の者の避難経路とならないもの

《開放式廊下等に接続された規則第28条の3第3項第1号口の例》



- (2) 次のいずれかに該当する場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。
- ア 不特定多数の者の避難経路とならない開放式廊下等
 - イ 不特定多数の者の避難経路とならない屋外階段又は開放階段
 - ウ 客席誘導灯を設けた居室内
 - エ 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内
 - オ 関係者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等
 - カ 廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含される場合の当該廊下又は通路部分

《通路誘導灯の設置を要しない場合の例》



- (3) 次のいずれかに該当する場合は、客席誘導灯を設置しないことができる。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

- ア 外光により、避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分
 - イ 避難口誘導灯により、避難上有効な照度が得られる客席部分
 - (4) 冷凍庫又は冷蔵庫（以下この第2において「冷凍庫等」という。）の用途に供される部分については、次により誘導灯を設置しないことができる。
 - ア 冷凍庫等の用途に供される部分の出入口に設ける避難口誘導灯
 - 出入口であることを識別することができる表示及び非常電源を附置した灯火を設け、かつ、次のいずれかに適合する場合
 - (イ) 冷凍庫等における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が30m以下である場合
 - (ロ) 冷凍庫等で作業に使用する運搬車等に附置又は付属する照明装置により避難上十分な照度が保持できる場合
 - (ハ) 通路部分の曲り角が1以下である場合
 - イ 冷凍庫等の用途に供される部分に設ける通路誘導灯
 - 通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合
- ((1)及び(2) 平28・一部改正)

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

別記

蓄光式誘導標識の設置基準

第1 避難口誘導灯の設置を要しない居室の蓄光式誘導標識

規則第28条の2第1項第3号ハに規定する告示による蓄光式誘導標識の設置及び維持については、次によること。

1 蓄光式誘導標識の設置

- (1) 高輝度蓄光式誘導標識とすること。
- (2) 規則第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。
- (3) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

(平28・追加)

2 表示面の輝度及び大きさ

蓄光式誘導標識を居室内の者に避難上有効に認識させることができるよう次により表示面の輝度及び大きさを指導すること。

- (1) 設置箇所における外光又は照明の照射を遮断し、20分経過した後における蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね次の平均輝度であること。

ア 居室の各部分から避難口に至る歩行距離がおおむね15m未満となる場合

100mcd/m²以上

イ 居室の各部分から避難口に至る歩行距離がおおむね15m以上となる場合

300mcd/m²以上

- (2) 蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさは、居室の各部分から避難口に至る歩行距離がおおむね15m以上となる場合は、次式によること。

《蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法と歩行距離》

$$h \geq D / 150$$

h：蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法（m）

D：避難口から居室内の最遠の箇所までの歩行距離（m）

3 性能を保持するために必要な照度

告示第3第1号（3）に規定する「性能を保持するために必要な照度」とは、外光又は照明の照射を遮断し、20分経過した後に前1、（1）の平均輝度を確保できる照度をいう。この場合において、次のいずれかの方法により確認すること。

- (1) 試験結果報告書に記入された「表示面の平均輝度」が必要な値以上であること。
- (2) 蓄光式誘導標識及び光源となる照明器具の種類に応じ、別紙による試験を実施させ、試験結果報告書の「設置場所の照度」で必要な平均輝度以上となること。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

4 必要な照度の確保

前2の照度は、居室を利用しているときに確保されていること。

第2 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識

規則第28条の3第4項第3号の2に規定する告示による蓄光式誘導標識の設置及び維持については、次によること。

1 蓄光式誘導標識の設置

通路誘導灯を補完するため、告示第3の2の規定により蓄光式誘導標識を設ける場合は、次によること。

- (1) 高輝度蓄光式誘導標識とすること。
- (2) 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
- (3) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。
- (4) 蓄光式誘導標識を避難する者に避難上有効に認識させることができるよう次により表示面の輝度及び避難の方向を示す告示別図第2のシンボル（以下「矢印」という。）の大きさが確保されるよう指導すること。

ア 設置箇所における外光又は照明の照射を遮断し、20分経過した後における蓄光式誘導標識の表示面において、75mcd/m²以上であること。

イ 矢印の縦側の寸法は、64mm以上とすること。

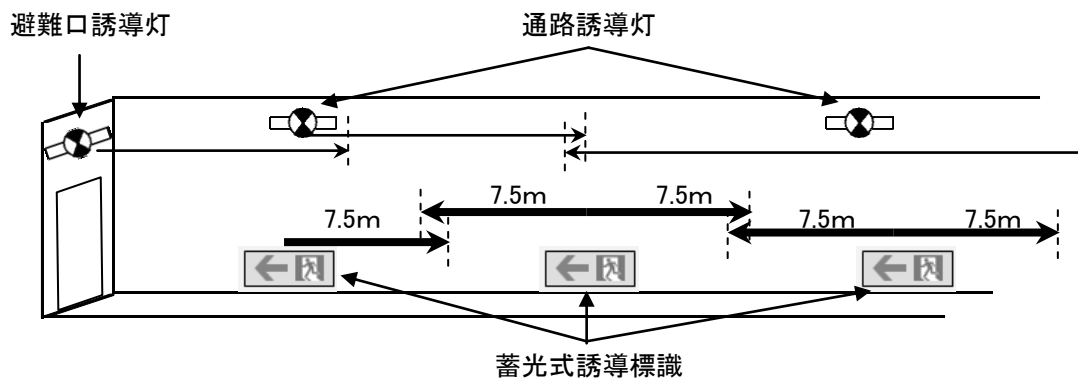
《避難の方向を示す誘導標識の例》



- (5) 告示第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さが1m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。
- (6) 告示第3の2第3号に規定する「廊下及び通路の各部分」及び「曲がり角」とは、補完する通路誘導灯の有効範囲内にある各部分であること。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

《蓄光式誘導標識の設置箇所の例》



蓄光式誘導標識の設置手順 (①→②→③)

- ① 補完する通路誘導灯の有効範囲内の曲がり角に設置する。
- ② 避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に設置する。
- ③ 補完する通路誘導灯の有効範囲内の廊下及び通路の各部分のうち、①及び②の蓄光式誘導標識の有効範囲（歩行距離7.5m）外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含するために必要な箇所に設置する。

(7) 告示第3の2第4号に規定する「性能を保持するために必要な照度」とは、外光又は照明の照射を遮断し、20分経過した後に前第1、3、(1)の平均輝度を確保できる照度をいう。この場合において、必要な照度等の確認は、前第1、2、(1)又は(2)の方法によること。

(8) 蓄光式誘導標識の構造及び性能は、告示第5第3号に規定され、同号(1)で「堅ろうで耐久性のあるもの」とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面又はその直近の箇所に設ける蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による磨耗、浸水等のおそれのあるものにあつては、耐摩耗性や耐水性を有するものとする。

((1)から(3) 平28・追加)

((4) 平28・一部改正)

2 光を発する帯状の標示等

通路誘導灯を補完するため、告示第3の2ただし書きの規定により光を発する帯状の標示を設けることその他の方法による場合は、次によること。

(1) 告示第3の2ただし書きの取扱い

告示第3の2ただし書きに規定する「光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合」とは、光を発する帯状の標示（廊下及び通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うものをいう。以下同じ。）及び誘導標識を次により設ける場合のほか、これと同等以上の避難安

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

全性が確保されている場合とする。この場合において、光を発する帯状の標示だけでは、避難の方向を認識できない場合があるため、避難の方向を示す誘導標識を設置することで「同等以上の避難安全性」が確保できるものであること。

(2) 光を発する帯状の標示の設置

光を発する帯状の標示は次によること。

ア 性能は、設置箇所における照度で照射後、20分経過したときに表面が次式を満たす平均輝度を有していること。

《標示の表面における平均輝度と標示の幅》

$$L' \geq 200/d'$$

L' : 標示の表面における平均輝度 (mcd/m²)

d' : 標示の幅 (ミリメートル)

イ 前アの性能を保持していることは、前第1、2、(1)又は(2)の方法に準じて確認すること。この場合において、財団法人日本消防設備安全センターの性能評定品以外のものを使用する場合は、別紙の試験結果を提出させること。

ウ 床面又は床面からの高さが1m以下の避難上有効な箇所に設けること。

エ 光を発する帯状の標示は、設置場所に応じ、耐摩耗性や耐水性を有するものとする。

オ 光を発する帯状の標示として、光源を用いるものを用いる場合は、20分間前アの平均輝度を維持することができる容量の非常電源を有するものとする。

(3) 誘導標識

誘導標識は次によること。

ア 誘導標識の性能は、設置箇所における照度で照射後、20分経過したときに表示面の平均輝度が7mcd/m²以上のものであること。

イ 前アの性能を保持していることは、前第1、3、(1)又は(2)の方法により確認すること。

ウ 廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が5メートル以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

エ 床面又は床面からの高さが1m以下の避難上有効な箇所に設けること。

オ 誘導標識は、設置場所に応じ、耐摩耗性や耐水性を有するものとする。

第3 非常電源の容量を20分間とするための蓄光式誘導標識

告示第4に定める要件に該当する防火対象物に設ける通路誘導灯のうち、非常電源の容量を20分間とするため、告示第3の2の規定により蓄光式誘導標識又は告示第3の2ただし書の規定により光を発する帯状の標示等を設ける場合は、次によること。

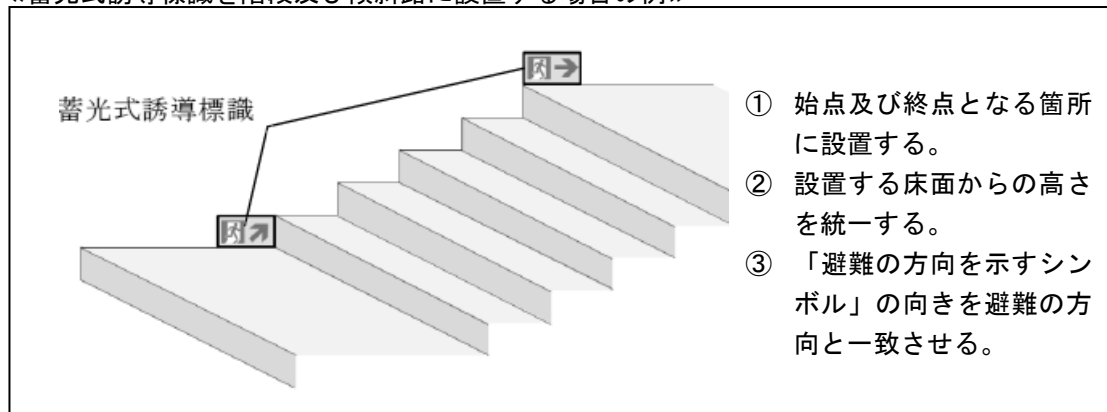
1 蓄光式誘導標識

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

蓄光式誘導標識を設ける場合は、次によること。

- (1) 前第2、1によること。この場合において、前第2、1、(4)、ア及び(7)中「20分」とあるのは「60分」と読み替えるものとする。
- (2) 階段及び傾斜路に設ける場合は、次によること。
 - ア 階段及び傾斜路の始点及び終点となる箇所に設置すること。
 - イ 転倒、転落等を防ぐため、設置する床面からの高さを統一すること。
 - ウ 蓄光式誘導標識の矢印の向きが避難の方向（上り又は下り）と一致するように設置すること。

≪蓄光式誘導標識を階段及び傾斜路に設置する場合の例≫



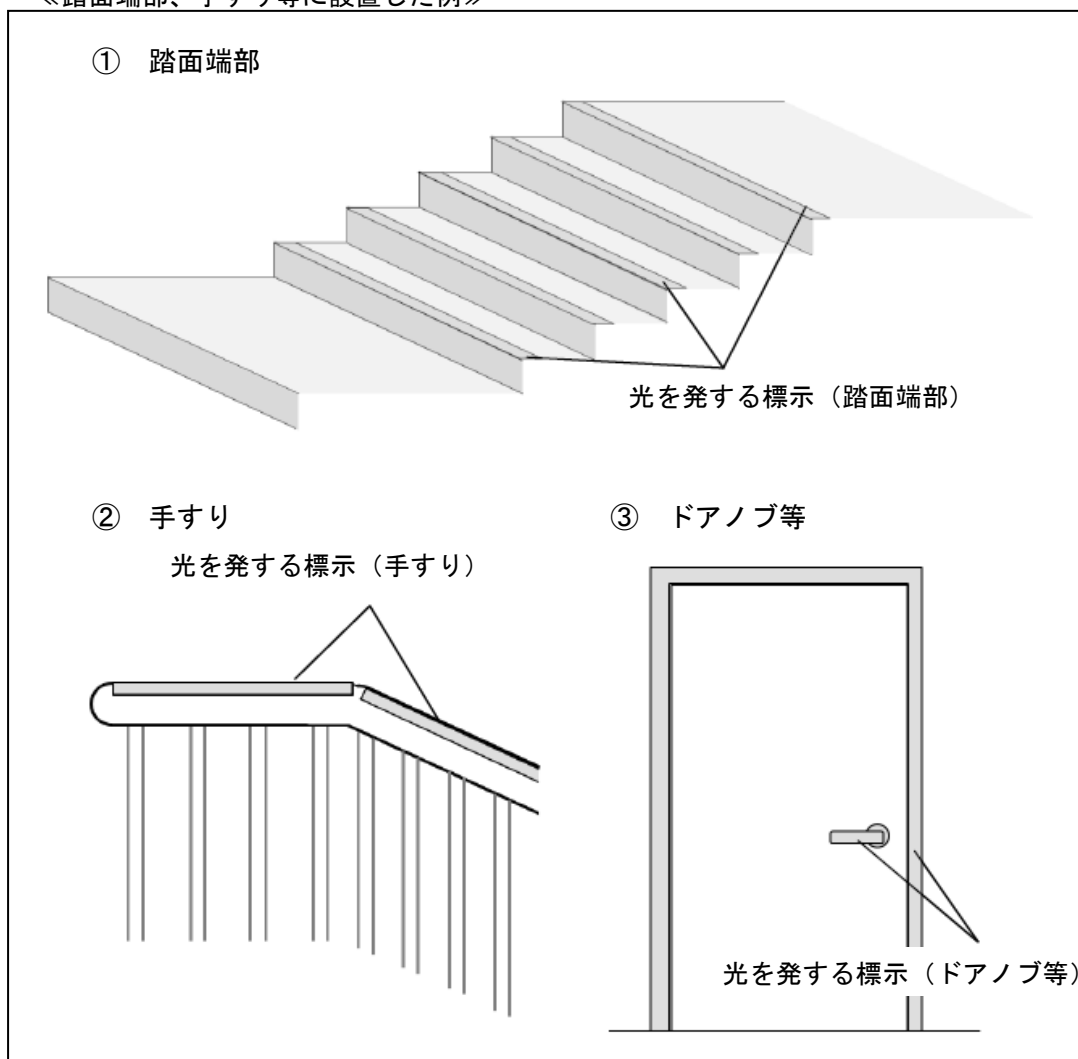
2 光を発する帯状の標示等

光を発する帯状の標示及び誘導標識を設ける場合は、次によること。

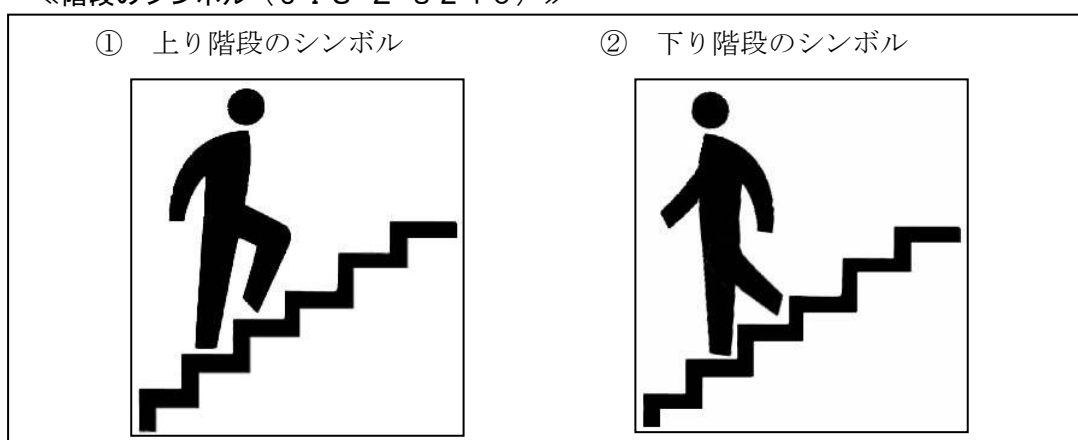
- (1) 光を発する帯状の標示
 - ア 性能、設置箇所等は、前第2、2、(2)によること。この場合において、前第2、2、(2)、ア及びオ中「20分」とあるのは「60分」と読み替えるものとする。
 - イ 階段及び傾斜路に設ける場合は、次によること。
 - (ア) 踏面端部及び手すり（手すりがない場合は、床面から1m以下の避難上有効な箇所）に設置すること。
 - (イ) 階段の上り又は下りが不明確な場合は、階段の始点にJIS Z 8210で定める階段のシンボルを設置すること。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

《踏面端部、手すり等に設置した例》



《階段のシンボル（JIS Z 8210）》



(2) 誘導標識

ア 性能、設置箇所等は、前第2、2、(3)、アからオまでによること。この場合にお

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

いて、前第2、2、(3)、ア中「20分」とあるのは「60分」と読み替えるものとする。

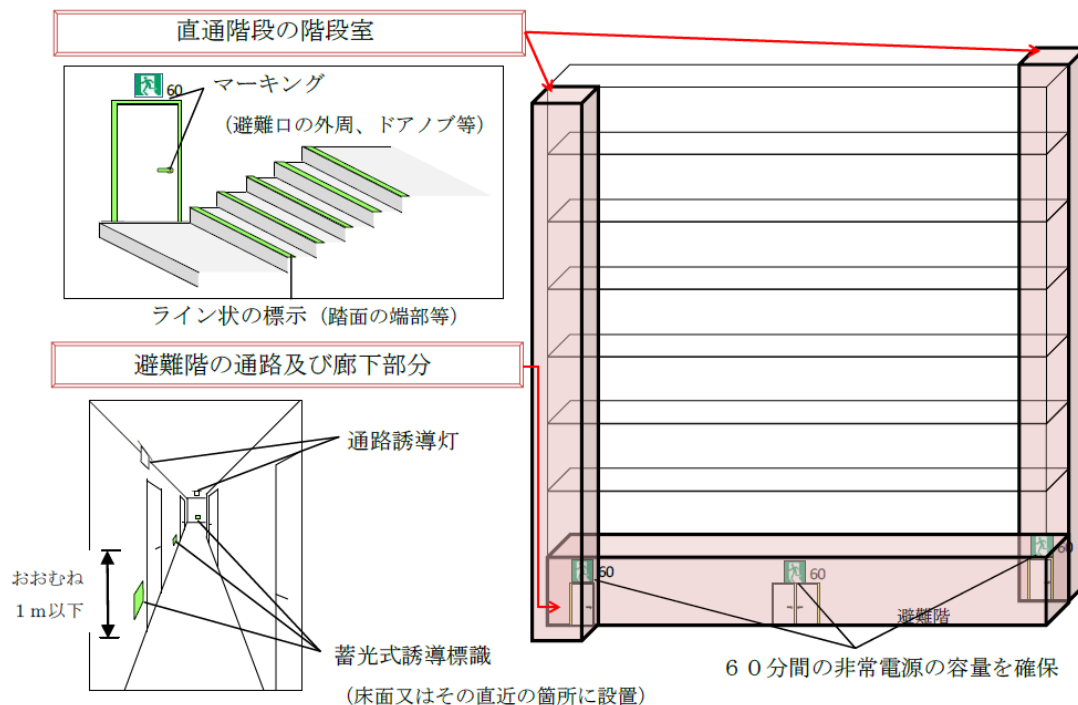
イ 階段及び傾斜路に設ける場合は、次によること。

- (ア) 階段及び傾斜路の始点及び終点となる箇所に設置すること。
- (イ) 転倒、転落等を防ぐため、設置する床面からの高さを統一すること。
- (ウ) 誘導標識の矢印の向きが避難の方向（上り又は下り）と一致するように設置すること。

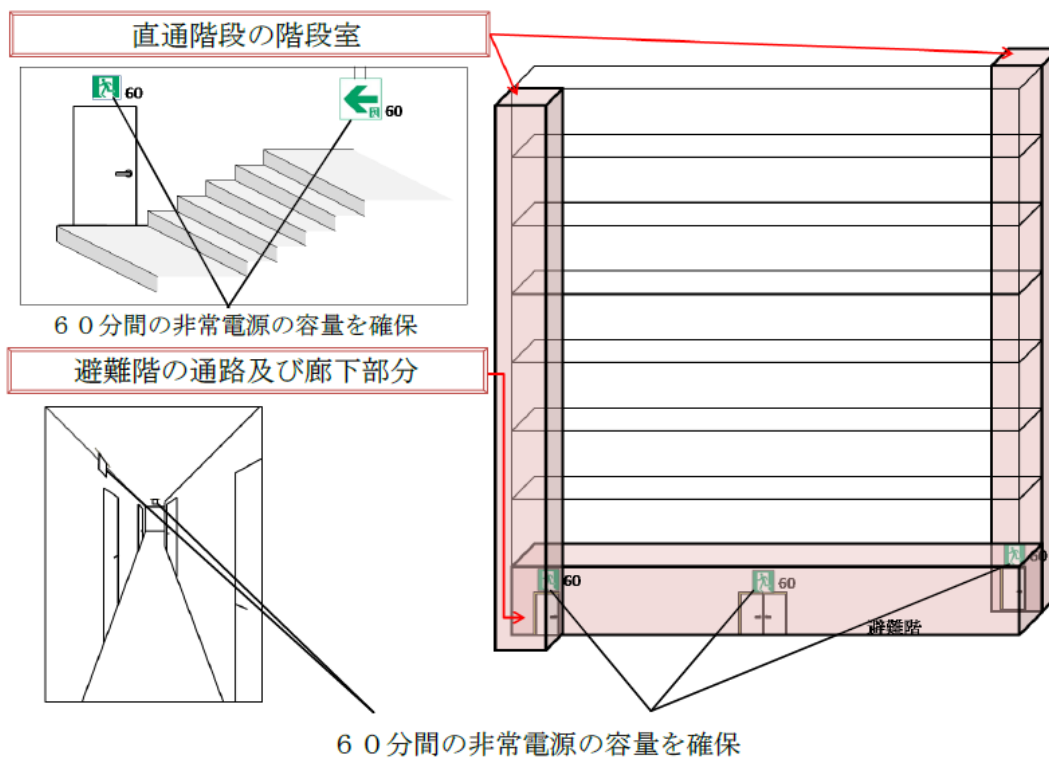
第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

《大規模・高層の防火対象物等の停電時の長時間避難に対応した誘導標識の設置について》

1 蓄光式誘導標識等を設置し非常電源の容量を20分に緩和する場合の例



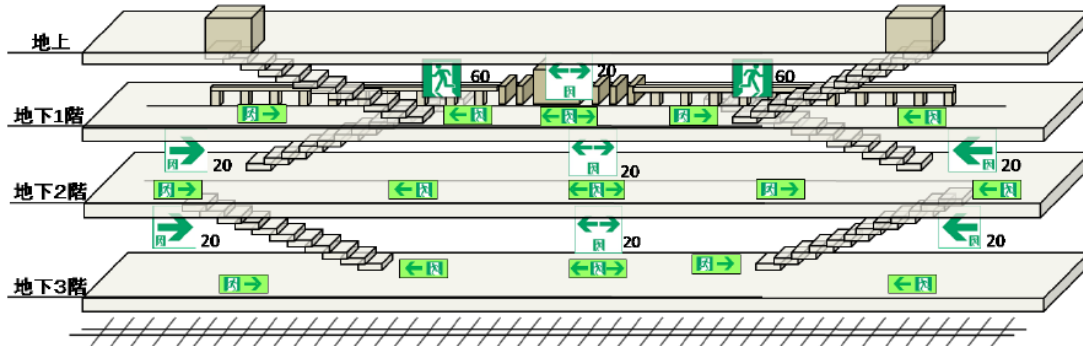
2 蓄光式誘導標識等を設置せず60分の非常電源の容量を確保する場合の例



第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

《地下駅舎の停電時の長時間避難に対応した誘導標識の設置について》

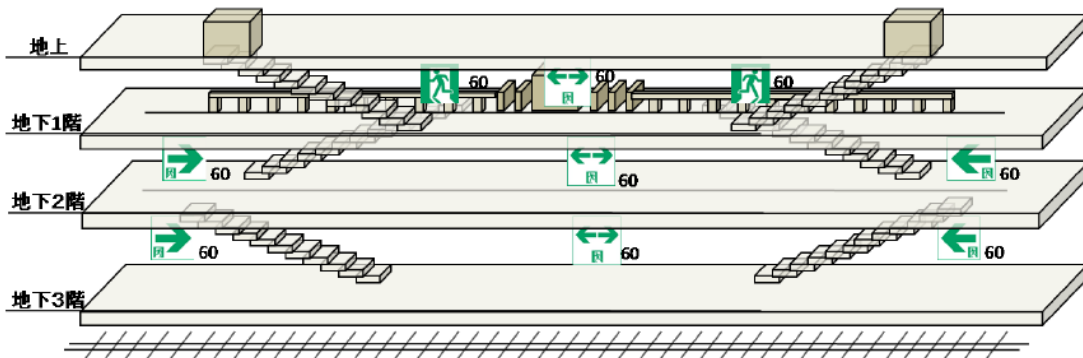
1 蓄光式誘導標識等を設置し非常電源の容量を20分に緩和する場合の例



- ① 屋内から直接地上に通ずる出入口（誘導灯の非常電源の容量を60分間確保）
- ② 地階にある乗降場
- ③ ②に通ずる階段、傾斜路及び通路

高輝度蓄光式誘導標識を設置

2 蓄光式誘導標識等を設置せず60分の非常電源の容量を確保する場合の例



- ① 屋内から直接地上に通ずる出入口
- ② 地階にある乗降場
- ③ ②に通ずる階段、傾斜路及び通路

誘導灯の非常電源の容量を60分間確保

【凡例】

- 避難口誘導灯（60分間の非常電源を確保）
- 通路誘導灯（60分間の非常電源を確保）
- 通路誘導灯（20分間の非常電源を確保）
- 高輝度蓄光式誘導標識

（平28・一部改正）

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

第4 維持管理

避難口誘導灯の設置等を免除するために蓄光式誘導標識、光を発する帯状の標識等が設置されている場合、蓄光式誘導標識等が経年劣化等により「照度」、「輝度」等が所期の条件に適合しなくなると、消防法令違反となるため、立入検査、消防法第17条の3の3の点検報告等で適合しないことが判明した場合は、防火対象物の関係者に照明器具の交換・変更、蓄光式誘導標識等の交換・変更等を実施させること。

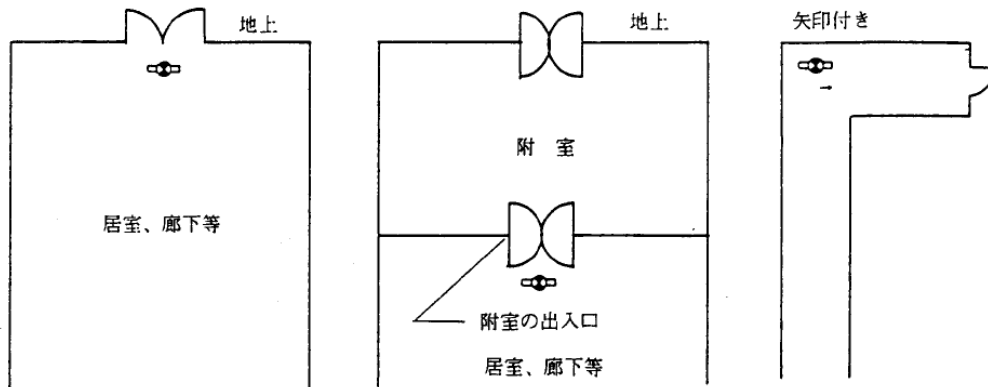
第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

別紙1

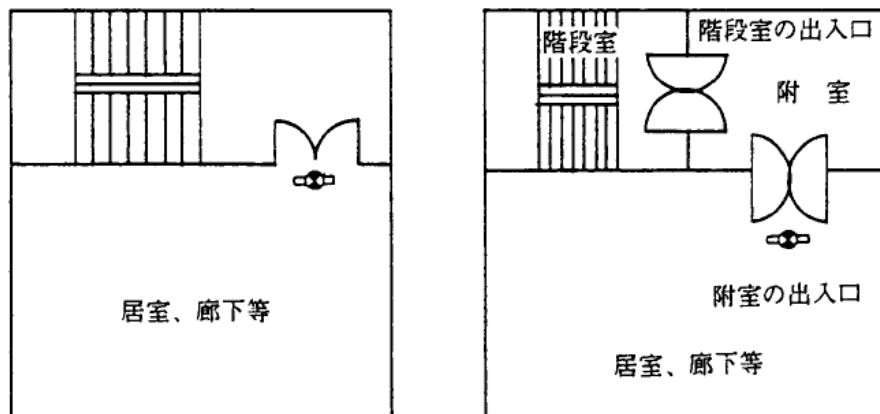
誘導灯の設置箇所

1 避難口誘導灯の設置箇所（規則第28条の3第3項第1号）

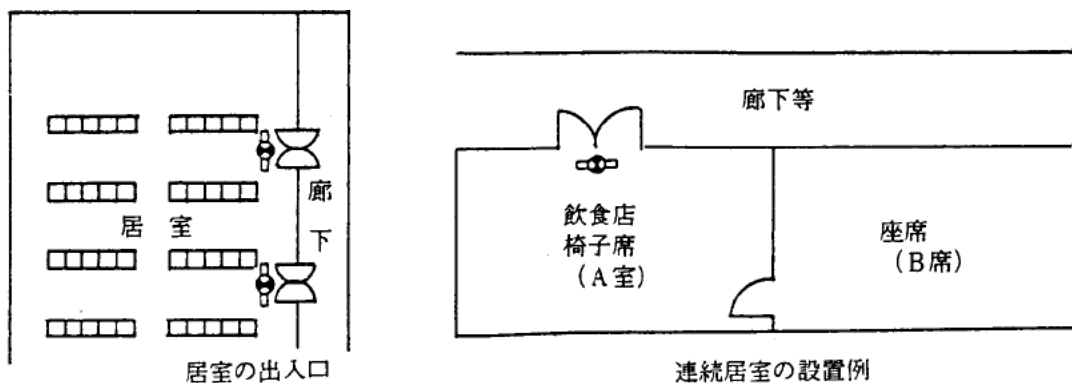
- (1) 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



- (2) 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

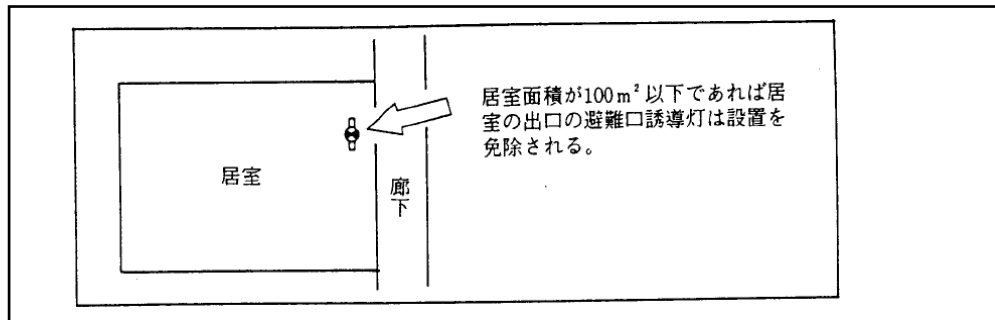


- (3) (1)又は(2)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口(室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。)



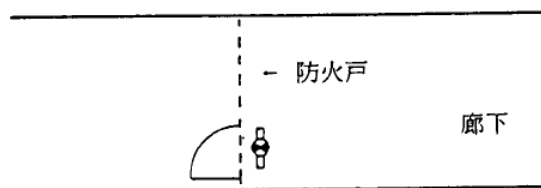
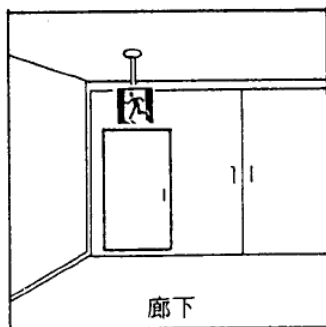
第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

【避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件】（平成11年告示第2号第2）

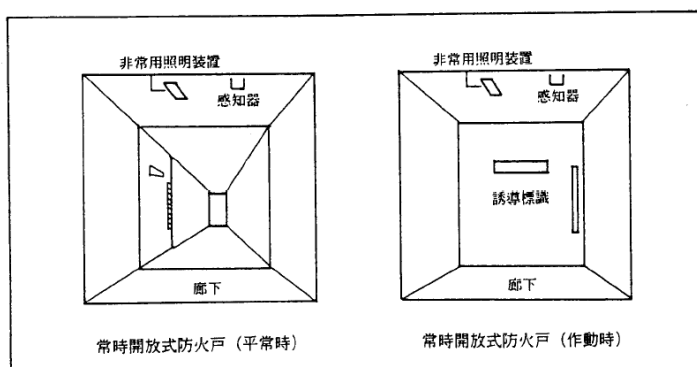


※主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、上図居室面積を400㎡まで緩和することができる。

- (4) (1)又は(2)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付き防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）



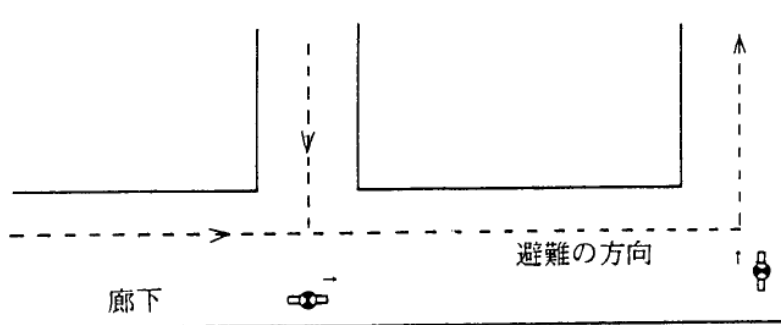
《避難口誘導灯の設置が除外される例》



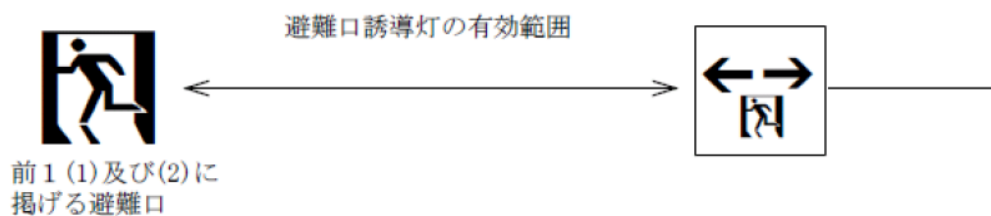
第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

2 通路誘導灯の設置箇所（規則第28条の3第3項第2号）

(1) 曲り角

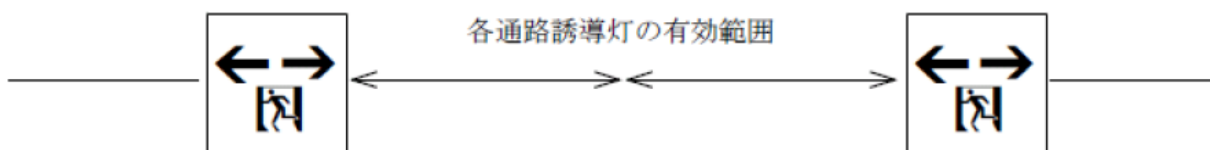


(2) 前1(1)及び(2)に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

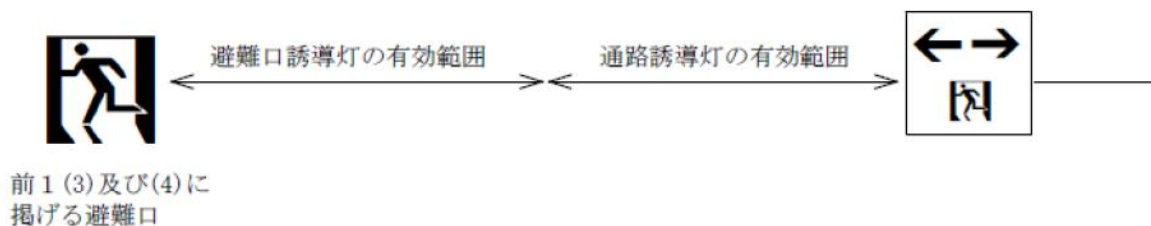


(3) (1)及び(2)のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

ア 廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



イ 避難口への廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



（別紙1 平28・追加）

蓄光式誘導標識の試験データ

○蓄光式誘導標識の型式等：
○光源となる照明器具の種類：蛍光灯・白熱電球・LED・その他（ ）
○照明器具の型式等：
○測定機器の型式等
・測定機器：
・紫外線強度計：
・輝度計：

照度 (lx)	紫外線強度 ($\mu\text{W}/\text{cm}^2$)	20分後の輝度 (mcd/m^2)

- ※1 「照度」、「紫外線強度」及び「輝度」は、照度計（JIS C 1609-1の適合品等）、紫外線強度計（おおむね波長360nm～480nmの範囲を測定できるもの）、輝度計（色彩輝度計等）を用いて測定した結果を記載。
- ※2 「20分後の輝度」欄には、蓄光式誘導標識を照明器具により20分間照射し、その後20分間経過した後における測定値を記載（規則第28条の3第4項第10号の規定において誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、「60分後の輝度」として、照明器具により20分間照射し、その後60分間経過した後における測定値を記載）。
- ※3 当該試験データを設置届に添付する等して、試験結果報告書に記載の「設置場所の照度」と突合して、蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が確保されていることを確認。
- ※4 蓄光式誘導標識を複数設ける防火対象物にあっては、
- 当該防火対象物に設ける蓄光式誘導標識の型式等ごとに当該試験データを添付するとともに、
 - 試験結果報告書の「設置場所の照度」についても、各設置箇所によって照度が異なる場合には、当該照度の範囲（例：○○lx～△△lx）を記載。また、必要に応じ、個別の設置箇所における照度を別紙にて添付。
- ※5 経年等に伴い、「照度」、「輝度」等が所期の条件に適しないことが、点検等の際に明らかとなった場合には、個別の状況に応じ、照明器具の交換・変更、蓄光式誘導標識の交換・変更等を適宜実施。